

令和7(2025)年度
入所のしおり



今金町学童保育所 (今金町字今金427-1)

TEL 0137-82-3643 / FAX 0137-83-8011

1. 学童保育所について



◆設置目的

今金町学童保育所（ルンルン子どもクラブ）は、就労等で昼間、保護者のいない家庭の小学校低・中学年児童等を対象に安全な環境の提供と健全な育成を図るため、放課後の一定時間、児童指導員の生活指導の下に、心温かく、文化・スポーツ・レクリエーション・学習活動等を通じ家庭的な雰囲気の中で楽しく過ごす場所を提供することを目的とする。

◆利用定員

100名（第1学童 70名／第2学童 30名）

◆利用対象

今金町内の小学校に在学する1年生～4年生
（障がいを持ち、一定の条件を満たす児童は6年生まで）



◆入所要件

家庭で放課後一定時間安全に保護されていない次に該当する学童
（ただし、兄弟・姉妹と入所する等の事情があるときはこの限りではない）

- ①ひとり親家庭 ②保護者の長期病気又は障がい ③保護者の就労
- ④妊娠・出産・育児休業等 ⑤同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑥災害復旧に従事 ⑦求職活動 ⑧保護者の就学 ⑨養育支援等の必要性
- ⑩その他保育が必要と認める場合

2. 運営について



◆開所期間

4月1日～翌年の3月31日（ただし、下記「閉所日」を除く）

◆開所時間

<通常保育日> 放課後から18時まで（学校授業日）

<1日保育日> 朝8時から18時まで（各校の長期休業期間・開校記念日・振替休業日等）

※開所時間内での途中登所や降所は可能ですが、開所時間前の登所はできません。

◆閉所日

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

12月31日から翌年の1月5日までの日（前号に掲げる日を除く）

8月13日から8月15日までの日

新年度準備に要する期間（3月最終の平日2日間）

各学校が臨時休校となった場合

3. 利用料及び納入方法



◆保育料

月額：8,000円（2人目以降は月額 5,500円）

長期休業期間のみ利用：8,000円（夏季は8月末・冬季は1月末に1か月分の料金を徴収）

◆納付について

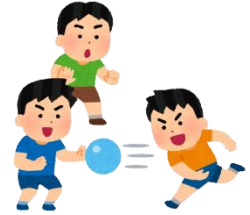
金融機関による自動口座振替のみ（北海道銀行各支店・今金町農業協同組合から選択）

※継続利用の場合は申出がない限り前年度と同じ口座より振替となります。

<引落日>

毎月末日（末日が土日祝祭日の場合は、前営業日）

※兄弟姉妹で入所している場合は合算額の振替となります。



4. 学童保育所での生活



◆一日の流れ（基本形）

<通常保育日> (5時間授業の場合)

下校	14:30	14:50	15:30	16:00	16:20	18:00
登所	宿題	遊び	おやつ	読書/掃除	遊び	降所

<学校休業日> (活動により変更)

8:00	9:00	12:00	12:50	13:10	15:00	15:30	15:50	18:00
登所/学習	遊び	昼食	読書	遊び	おやつ	読書/掃除	遊び	降所

※学校休業日においては、事前に家庭で経路確認をした上での自転車登所は可能です。
ただし、帰宅時間は必ず保護者から連絡をお願いいたします。

◆用意する物（全て記名が必要）

- ①水筒(水かお茶) ②汗拭きタオル ③着替え一式 ④総合体育館用上靴・靴袋
⑤歯みがきセット(任意) ⑥弁当(学校休業日) ⑦水遊び・雪遊び一式(長期休業期間)

※着替え一式・上靴は、個人ロッカーに保管します。

※⑥と⑦については通信等で事前にお知らせいたします。

◆欠席や送迎における連絡

<欠席をする場合> 平日は、登校しても保育を利用しない場合(早退等)に限りご連絡ください。

<児童のみの帰宅> 必ず保護者からご連絡ください。連絡が無い場合の帰宅は認めません。

<保護者以外のお迎え> 必ず保護者からご連絡ください。

※登所にかかる安全確認のため、通常保育日は14時・1日保育日は9時までにご連絡ください。

5. 入所について

(1) 申込書類を提出 (1 ページ「入所要件」参照)

① 全 員 共 通・・・入所申込書

② 各種添付書類・・・就労～就労 (内定) 証明書

求職活動～就労予定申立書

上記以外の事由～保育を必要としている事由申立書等

その他～今金町が定めるもの



(2) 入所についての審査



(3) 入所決定通知書発送



(4) 児童票提出 (1 名につき 1 枚)、口座振替依頼手続 (新規入所児童のみ)

※上記書類については、学童保育所・認定こども園いまかねにて用意しております。
※保育を必要としている事由申立書を提出する場合、入所要件に応じた添付書類も必要になります。
各自確認の上、添付書類をご用意ください。

6. 食事について

◆昼 食

昼食持参日においては、必ず手作りの弁当ではなく市販の弁当類を持たせても構いません。

(1) 午前授業日 (入学式・始(終)業式・卒業式等) → 学童保育所より昼食提供 (料金は保育料に含む)

(2) 学校行事等の振替休日・開校記念日・秋季休業 → 家庭からの昼食持参が必要

(3) 長期休業期間 (夏季休業・冬季休業・春季休業) → 基本的には家庭より昼食持参ですが、週 2 日のみ

①家庭から昼食持参、②事前昼食申込 (実費負担) のいずれかから選択可能

◆おやつ

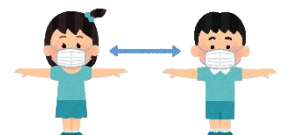
午後に提供 (料金は保育料に含む) し、時間内に食べきれない場合には未開封の物のみ持ち帰らせます。また、菓子パンを持ち帰った際は、必ず当日中に食べきるようにしてください。

<食物アレルギーについて>

食事等は、対応可能かを検討いたしますのでご相談ください (児童票に詳しくご記入ください)。

7. 感染症等について

学童保育所では、可能な範囲で密を避け、部屋の換気を実施しています。



◆学校感染症の対応

(1) 児童が感染症 (インフルエンザ等) に罹患した場合

その期間利用できません。出席停止の感染症は停止期間終了後に利用を再開してください。

(2) 学級閉鎖や学年閉鎖の場合

感染拡大防止のため、対象の学級や学年に在籍する児童 (感染していなくても) もその期間利用できません。

8. その他



◆児童票

入所期間中に住所や勤務先等が申請時から状況が変わった場合は、速やかにご報告願います。

◆送迎

建物の左側（玄関横）及びスクールバス車庫側の駐車場をご利用ください。

◆宿題

帰宅時間や次の活動開始時間までに終わらなかった場合は、ご家庭での対応をお願いいたします。

◆忘れ物

宿題や習い事の道具等は、安全面の観点から学校や自宅へ取りに行かせることはしていません。保護者へ連絡いたしますので、各自ご対応ください。

◆習い事

必ず保護者からの連絡をお願いします

- ・ 児童のみで学童保育所から習い事先へ行く場合
 - ➡ 1度連絡いただければその後同じ曜日及び時間帯に送り出します。
- ・ 放課後、学校から直接習い事へ行ってから登所する場合
- ・ 急な練習中止や曜日等の変更、保護者が直接迎えに行き習い事に向かう等の場合

帰宅時間にかかわる児童のみでの動きについて

- ・ 学校で決められている帰宅時間内（3～10月は17時・11～2月は16時まで）に学童保育所から習い事先へ送り出すことは可能ですが、習い事終了時間が上記を過ぎる場合は保護者の責任下になりますので各自ご対応願います。
- ・ 少年団については指導者との確認の下、基本的に保護者対応をお願いいたします。ただし17時（冬季間は16時）に指導者がいる場合に限り、時間に合わせた送り出しに対応いたします。

例：「帰宅時間が17時までの場合」

○良い… 15時45分に習い事へ行き、16時30分に終了後学童保育所へ戻る

×悪い… 16時20分に習い事へ行き、17時00分に終了➡児童のみで学童保育所へ戻れません

◆体調不良及び緊急時対応

37.5℃以上の発熱や体調不良、保育中に病気やケガが生じた場合はご連絡いたしますので、お迎えをお願いいたします。ただし、急を要する場合は医療機関を受診させることがあります。

◆投薬

基本的に医療行為にあたるため、原則行っておりません。

ただしエピペン（アドレナリン自己注射薬）等緊急性の高いものについては別途ご相談ください。

◆保険

団体活動中とその往復中の事故においては補償対象となりますが、それ以外（習い事の移動中等）の事故については対象外となります。

◆休所・退所

自己都合による退所は手続きが必要となります。退所する前月末日までに退所届を提出してください。また、休所においても手続きが必要となりますので、休所届を提出してください。

9. 年間行事計画

	活動内容
4月	・登所付添い及び下校指導(今小1年生)
5月	・1年生歓迎会
6月	・花いっぱい運動(植栽)
7月	・避難訓練
8月	・読み聞かせ(マザーズポケット・じゃがいもの花) ・更生保護女性会との交流(おやつ作り)
9月	・今金八幡宮例大祭相撲大会見学
10月	・総合文化祭作品出展
11月	
12月	・クリスマス会 ・まゆ玉飾り付け ・大掃除
1月	・かるた教室 ・読み聞かせ(マザーズポケット・じゃがいもの花) ・更生保護女性会との交流(おやつ作り)
2月	・避難訓練 ・節分豆まき
3月	・お別れ会
月例	・ブックン



【施設について】

